

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する提案（案）

国におかれましては、4月30日に国会において補正予算が可決され、経済的な影響を受ける事業者等に配慮した対策を打ち出すなど、迅速に御対応いただき、感謝申し上げます。

本県では、これまで複数のクラスターの発生などにより、160名を超える感染者が確認され、予断を許さない厳しい状況が続いてまいりましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の指定解除を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針を新たに制定し、引き続き感染拡大防止を図っているところでございます。

こうした中、宿泊・旅行業、飲食業を中心に消費が著しく減退し、波及的効果も影響して様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生しており、労働者の収入減や、有効求人倍率の低下など、さらなる消費停滞の悪化スパイラルが現実化しており、事業と雇用を守るための速やかな事業者支援は喫緊の課題となっております。

また、一定程度の収束後にあつては、早期のV字回復を目指し、観光・飲食・イベントなど大幅に落ち込んだ消費の徹底した需要喚起を図らなければなりません。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策で一気に普及したオンライン会議やテレワーク等を更に進化させることにより、社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンス」に変えて、「コロナに負けない」新たな日本を築くため、これまでの働き方から大きく変え、労働生産性を上げていく必要があります。

さらには、将来にわたって他の先進国との競争力を維持していくため、デジタルトランスフォーメーションの加速化や、新しいビジネスモデルの創発も積極的に推進することが不可欠であり、そのための既存の法律・制度の大胆な規制緩和も必要となります。

つきましては、県民の皆様の御協力とともに、国と一体となって感染拡大の防止等に全力で取り組んでいくため、次の事項について、適切かつ迅速な対応をお願い申し上げます。

## 1 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

### (1) PCR等検査体制の大幅な拡充 **健康**

今後、感染拡大防止と経済・社会活動の回復をバランスよく両立させていくためには、国民の感染への不安を除くことが重要であることから、PCR検査等の数を大規模に増やし、その対象も拡大することにより、早期に感染者を発見、接触者を徹底的に調査して感染を囲い込むことが必要であるため、検査体制と調査体制の拡充を図ること。

### (2) 必要とされる医療資材の確保 **健康**

マスク（N95等高機能な医療用マスクを含む）、防護服・アイソレーションガウン、ゴーグル・フェイスシールド、手指消毒用アルコール等、医療関係者等の感染予防のために必要となる医療資材について、医療機関等の必要量・不足量を適切に把握する仕組みを充実させるとともに、感染拡大時にも安定的かつ迅速に供給できる体制を整備すること。

### (3) 抗原検査の積極的な活用 **健康**

抗原検査について、早急に実臨床でのデータをもとに検査精度及び陽性結果が得られる検査のタイミング等の評価し、別途PCR検査を実施しなくても医師が確定診断に活用できる使用方法（ウイルスの新たな流行の早期把握等）の拡充を図ること。

また、PCR検査、抗原検査及び抗体検査の戦略的な体制整備に向けて、抗原検出用キットの供給・対象地域拡大スケジュールを明示すること。

### (4) 新型コロナウイルス患者受入体制の整備に伴う減収補填対策 **健康**

今後も安定的に医療を提供するため、新型コロナ患者受入体制の整備等に伴い減収となった病院に対して、減収補填等を行う際に必要となる財源について、財政措置を講じるとともに診療報酬の増額を行うこと。

### (5) 障害者の受入体制の整備 **健康**

新型コロナウイルス感染症に感染した在宅の重症心身障害児（者）、医療的ケア児（者）の感染症指定医療機関への受け入れが困難な場合において、当該障害者が入院する病院の受入体制を支援するため、訪問看護ステーションの看護職員や重度訪問介護事業所の介護職員を派遣する取組に対して財源措置を講じること。

同様に、在宅の障害者の介護者が感染した場合において、濃厚接触者となる当該障害者に対する医療・生活支援のため、看護職員等の派遣や居宅外の受入施設の体制整備等の取組に対して、必要な財政措置を講じること。

### (6) 医療従事者を対象とする特殊勤務手当への財政措置 **健康**

新型コロナウイルス感染患者対応に従事した医療従事者に対する特殊勤務手当の給付を医療機関が制度化した場合、あるいは給付額を増額した場合の費用について、緊急包括支援交付金の充当を認めるなど、必要な財政措置を行うこと。

### (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所支援 **健康**

今後、出水期を迎え、大規模自然災害によって避難が必要となった場合でも、避難者が避難場所で安全に過ごすためには、避難場所での「3つの密」を防ぐための対策が重要であることから、飛沫感染防止に有効なテントや間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の調達・備蓄等、市町が実施する対策への技術的・財政的支援の充実を図るとともに、国が求めるホテル等の活用に向けた準備を円滑に進めていくためにも、市町ができるだけ多くの避難場所を確保するために必要な財政措置を早急に検討すること。

## 2 事業継続と雇用維持

### (1) 雇用調整助成金等による雇用維持に向けた対策の強化 **商工**

雇用調整助成金の助成率の引き上げ等、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大が緊急経済対策に盛り込まれたが、都道府県による休業要請の有無により助成率に差を設けるのは不合理であるため、全ての中小企業に対する助成率を休業手当全体の10/10とするよう特例措置の見直しを行うこと。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の拡大及び長期化も見込まれることから、労働者の雇用の維持と生活の安定を図るため、事業者が実際に従業員に支払っている休業手当額の実態に即した上限額への引き上げを図るとともに、状況に応じてその他の各種助成金（緊急雇用安定助成金、働き方改革推進支援助

成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）、働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）、小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援助成金）の特例措置も含めて、対象期間を延長するなど、更なる特例を実施すること。

緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、申請から支給決定に至るまでの処理期間（具体の期限やスケジュール）を設定するとともに、休業実施前の助成金支給申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。

支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにするため、休業に係る労使間協定の省略や添付書類の更なる簡略化を図ること。

事業者からの問い合わせに対して、円滑かつきめ細かに対応できるよう各労働局やハローワークにおける相談体制を強化するとともに、支援が必要な事業者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知すること。

## (2) 生活交通の維持確保のための支援の拡充 地域

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者数や事業者の収益が大きく減少しているが、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助、離島航路運営費等補助）の補助要綱をそのまま適用した場合、バスについては、各種の運行効率化を求める調整事項（カット項目）の適用により、また航路については、災害等に関する規定の適用が未定であることから、赤字額が増加しても、補助額に反映されないことが見込まれ、路線の維持ができない恐れがある。

県民の生活を支える移動手段を確保するため、補助要件の弾力的適用や適用除外、災害等に関する規定の適用などの拡充を図ること。

## (3) 農林水産物の新たな販路の確保に対する支援の実施 農林

ホテル・飲食店での消費の減少やイベント等の自粛により、農林水産物の販売量が大幅に減少している中で、ホテルや飲食店との契約取引を進めてきた生産者においては、大きな打撃となっており、経営のリスク分散を図るための新たな販売チャネルの確保が急務となっている。

国においては、令和2年度の補正予算第一号で、在庫の滞留、価格の低下、売上の減少が生じている限られた品目について、インターネット販売推進のプラットフォームを構築し販売を支援する、といった施策が打ち出された。

今後こうした不測の事態に備えるためには、経営のリスク分散を図る必要があるが、令和3年度以降において、品目を限定することなく、生産者が自らECサイトを開設し、サイトを活用して新たなビジネスの展開を図れるよう、サイト開設に係る費用助成や、ビジネス展開に係るアドバイザーの派遣など、必要な支援を実施すること。

## (4) 国際線航空ネットワーク維持及び便数回復への支援の実施 土木

国際線航空ネットワークを維持するため、運休中も発生する事務所賃貸料等、航空会社が負担している固定経費への支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

さらに、感染症の拡大が終息した段階においては、着陸料の減免やグランドハンドリングに係る費用への補助など、航空会社に対し、路線の回復に必要な支援を行うこと。

#### (5) 生活航路・港湾物流等を維持するための支援の実施 土木

離島航路をはじめとした生活航路や地域経済を担う港湾物流等を維持するため、関係する運航船社や港湾関係事業者への支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

### 3 安心・安全な県民生活

#### (1) 妊産婦が安心して妊娠・出産できる環境整備に対する支援 健康

新型コロナウイルスの感染が終息しない中、帰省分娩の取りやめなどにより、妊産婦が家族等の周囲の方から産前・産後の支援を得られにくく、強い不安を抱えやすい状況となっているため、県が行う相談窓口の設置や産後ケア事業等の利用者負担の軽減などの、妊産婦への支援充実に対し、財政措置を講じること。

#### (2) 安心して子育てできる環境整備に対する支援 健康

市町が行う健康診査や母子保健事業、子育て支援事業等が中止や延期され、また、外出自粛など生活環境の変化により、子育て中のストレスや不安が高まる中、全県的なオンラインによる相談体制の構築など、県が実施する新たな子育て支援の取組に必要な財政措置を講じること。

#### (3) 就労継続支援B型事業所を利用する障害者に対する公的支援 健康

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労継続支援B型事業所の企業等からの受注が縮小し、利用者の収入である工賃が減少している。今後も長期化による生産活動の低下が予想されるため、障害者の自立した生活が継続できるように、雇用調整助成金の対象とならないB型事業所利用者の工賃減少に対応するための財政措置を講じること。

### 4 教育機会の確保

#### (1) オンライン学習の充実に向けた環境整備に対する支援 教育

家庭でのオンライン学習を充実させるため、「オンライン学習教材」を使用する場合の利用料等について、自治体が負担して実施する場合の財政措置を講じること。

高等学校が、緊急時に ICT を活用した家庭での学習支援を実施する際に必要となる PC 端末及びモバイルルータ等の不保持者へ貸出等を行う事業に対して、財政措置を講じること。

#### (2) ICT 教育環境整備に伴う経済的負担に対する支援の拡充 教育

高等学校における「1人1台 PC 端末」の私費負担 (BYOD) による導入に伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯に対して端末購入費用を給付する事業に対して、財政措置を講じること。

#### (3) 学校再開後の対応への支援 教育

感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、子供たち一人ひとりの学習定着状況に応じたきめ細かな指導を図るため、必要な人員の速やかな加配措置及び新たな人材の確保と学校以外の学びの場の確保に要する経費に対して、十分な財政措置を講じること。

学校再開後、授業の遅れを取り戻すため、夏季休業を短縮する場合に必要なスクールバスの運行や給食実施に要する経費のほか、高等学校における空調設備の整備に要する経費 (設置費・維持管理費) について、十分な財政措置を講じること。

#### (4) 大学生の修学支援について **環境**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国を対象とする「緊急事態宣言」が発令され、各都道府県において、事業者や住民に対する休業への協力や様々な活動の自粛要請を行った影響などから、仕送りやアルバイト収入が減少し、経済的に困窮する学生が全国的に増加している。

こうした中、国においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた学生などを対象として、高等教育の修学支援新制度に係る家計急変対応等の特例措置の創設をはじめ、令和2年度第2次補正予算における、「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の措置や、各大学が独自に実施する授業料減免に対する助成など、様々な支援策を講じることとしている。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に起因して、修学を断念する学生が生じないよう、学生や大学等に対する支援策の更なる拡充や必要となる財源措置を確実に行うこと。

### 5 経済活動等の支援

#### (1) 新しいビジネスモデルの積極的な推進 **総務・商工**

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

##### ① 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

また、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、判子文化を見直し電子署名を可能とするなどの規制改革を進め、デジタルトランスフォーメーションを本格的に加速すること。

##### ② 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援など、働き手と企業が対等に仕事を進めていく上での環境整備を進めるとともに、これらに必要な労働法制や社会保障制度の在り方を検討すること。

##### ③ ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保支援に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

#### (2) 「新しい生活様式」に沿う新たなスポーツ参画の推進 **地域**

コロナ禍で喪失されたスポーツへの参画機会を取り戻し、スポーツへの関心と熱意を盛り上げるためには、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの関わり方を「新しい生活様式」に沿ったものへ転換・展開していく必要がある。

- ・ スポーツ大会や試合等の新たな観戦機会の提供に向けた動画配信やVRの導入

- ・ 新たな収入確保や支出削減に向けたギフティングやシェアリングエコノミーの導入
  - ・ VRやウェアラブル端末を活用した新たなトレーニング方法の導入
  - ・ オンラインを活用した遠隔地での試合・対戦の導入 など、
- プロスポーツや競技団体、スポーツ産業などからの革新的な提案や取組に対しても、積極的かつ柔軟に支援できるよう、幅広く自由度が高い財政的支援制度を創設すること。

### (3) 文化活動の復興を促す取組の推進 **環境**

国の令和2年度補正予算（第1号）において、文化施設の収益構造改革の一環として、動画配信など最先端技術を活用した鑑賞モデルの実践に対し、支援施策が打ち出された。

今後より一層、活動自粛で疲弊した地域固有の伝統文化や文化資源等の活動を活発化させるためには、「最先端技術」に限定せず、「新しい生活様式」に沿った様々な工夫をこらした活動についても幅広く支援の対象とするなど、事業の拡充を図ること。

また、文化鑑賞機会への積極的な回帰に向け、公の文化施設の利用料金減免措置など地方公共団体が取り組む誘客促進策について、必要な財政的支援制度を創設すること。

### (4) 観光振興施策の推進 **商工**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内観光客はもとより、訪日外国人観光客も大幅に減少しており、観光産業は多大な影響を受けている。

令和3年度においても、引き続き、収束状況や観光需要の回復状況等を勘案しながら、施策を推進すること。

具体的には次の施策を実施すること。

#### ① 国内観光需要の喚起に向けた観光消費キャンペーン等の充実

- ・ 令和2年度に引き続き、観光・運輸業等を対象とした国内観光需要の喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。
- ・ また、その実施にあたっては、特定の地域や業種に効果が偏ることが無いよう、バランスに配慮すること。
- ・ あわせて、学校教育等に配慮しつつ、新たな国民の休日の創設等によって、観光需要の喚起と時期の分散を図ること。

#### ② インバウンド需要の早期回復に向けた取組

- ・ 国内観光需要の回復状況及び海外での収束状況等も勘案しながら、海外に向けた正確な情報発信を行うとともに、海外版の観光消費キャンペーン等を展開するなど、クルーズも含めたインバウンド需要の早期回復に向けた対策を実施すること。

#### ③ 地方の観光施策への財政支援

- ・ 地方自治体が地域の実情に応じて取り組む観光施策について、財政措置を講じること。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充 総務

この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしていることから、地方自治体が持続可能な財政運営が行えるよう、十分な財源保障をすること。

### ① 減収補填債の対象税目の拡充

感染の拡大・長期化は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収はかつてない大幅な減収となる恐れがあるため、今回に限り、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても対象にすること。

### ② 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の制度設計

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴って発行できるとされている地方債について、発行可能額の算出方法など、制度の詳細を早急に示すこと。

### ③ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、令和3年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

令和2年6月